

2015年9月

マイナンバー制度への対応 本質と具体的対策

浅野 良裕

マイナンバー制度がいよいよ動き出します。最近では新聞や雑誌等でも特集が組まれ、多くの人々の話題にもなってきました。9月3日には改正法も国会で通り、税や社会保障、災害関係だけでなく、**預貯金口座とのひも付けや、医療情報、公的個人認証の民間開放等**が決まり、さらに**個人番号カードのワンカード化、健康保険証や運転免許証、クレジットカード等との一体化も**想定され、それらの**情報ビッグデータの匿名化された活用**も考えられているようです。

このようなレベルまで行ったら正に**社会的インフラの大転換**と言えましょう。1枚のカードで殆どのがことができれば便利でしょうが、リスクも伴うはずであり、どのような問題が発生するかは実施してみないと分からない面もあります。このような重要な法制度の改革があまり国民的議論もなく進められていくのは問題ではないでしょうか。

本質的な問題はさておき、もう始まっていくのですから具体的な対策を実施していかなければなりません。社会的にも個々の企業や個人にとっても負担は大きいでしょうが、前回も述べましたように、これを機会に関係する業務を見直して、**情報管理、リスク管理面から、全体の業務改善**につなげていくべきでありましょう。

業務の見直し、業務改善のポイントは3つあります。**1つは目的を明確化**することであり、**2つ目はその目的に向かって最短のルート**を作ることであり、**3つ目は役割分担を明確化**することです。特にインフラ的業務の場合はできるだけ**分かりやすくシンプルに、原則からの例外を作らない**ことが重要です。

また個人番号に関しては、**安全管理措置**が非常に重要な要素になってきます。通常の商品やサービス、情報の管理では、リスクはある程度その商品や情報自体の特性から判断できますし、リスクが高い場合は特定の人に限定すればよいので、安全管理・リスク管理は分かりやすいものです。しかし個人番号の管理は、全ての人々が対象になるだけでなく、**12桁の単純な番号で、しかも使用制限違反や、漏洩だけで犯罪になる**ので、**劇薬を扱うような注意**が必要になります。

1つ目の目的は当面は、税（源泉徴収票や支払い調書等の作成）や社会保険の各種届出等に限られます。そこでこの作業をできるだけ**シンプルに**、個人番号が入った文書や電子データは**最小に**し、役割分担も**明確に**することが重要です。またこれらの業務プロセスにはそれぞれ安全管理措置が必要になってきます。

安全管理措置には、**組織的、人的、物理的、技術的等の側面**がありますが、それらを業務の流れの中で統合的に考え実行していく必要があります。また事業者だけでなく、従業員個人も、扶養親族の個人番号提出・収集等では「**個人番号関係事務実施者**」となりますので、全社的な情報の共有が必要になってきます。

現在当事務所においても、標準的な個人番号取り扱いの業務の流れ、個人番号申告書等各種フォーマットや規定類の作成、ソフト・ハード両面での文書や電子データの安全管理の改善等を進めております。必要な場合は担当者宛お問い合わせください。